

菊池広域連合 広域計画

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度



**KIKUCHI WIDE
AREA UNION**

目次

Contents

広域計画の改定にあたって	1
1 関係市町の一体的整備に係る調査研究に関すること	3
2 広域行政体制の整備に関すること	4
3 関係市町職員等の集合研修に関すること	5
4 火葬場の設置、管理及び運営に関すること	6
5 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること	7
6 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び運営 に関すること	8
7 消防に関すること	10
8 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例第2条の規定により広域連合が処理することと されている事務に関すること	12
9 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する 審査会の設置及び運営に関すること	13
10 無縁仏納骨堂の設置、管理及び運営に関すること	15
 ◆資料編 《Data》	
菊池広域連合のあゆみ	16
菊池広域連合規約	20
菊池広域連合管内図	24
構成市町の概要	25
統計資料	29

広域計画の改定にあたって

1. はじめに

菊池広域連合は、地域住民の日常生活や経済活動が広域化する中で、平成10(1998)年7月、多様化・高度化した広域行政需要に適切に対応し、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図ると共に、地方分権の受け皿として国や県からの権限委譲の受け入れ体制を整備するため、当時関係8市町村により発足し、以来、広域行政の一翼を担ってきた。

近年、本地域においても高度情報化や少子高齢化社会の進行、社会生活基盤の整備に対する住民意識の高揚や価値観の多様化など大きな変化が見られ、これらの変化に対応するため関係市町に於いては、「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生の推進や、「熊本連携中枢都市圏」への参加など新たな広域的施策も進められている。限られた資源（人・もの・金・情報等）の中で行政サービスを持続的・効率的かつ効果的に提供していくためには、広域的行政の取組みは今後もますます重要となっている。

今後も本連合は、地方創生の流れを踏まえ、関係市町の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、菊池地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指す。

2. 菊池地域の概要

菊池地域は、菊池市、合志市、大津町、菊陽町の2市2町（以下「関係市町」という。）からなり、熊本県の北東部に位置し、南は熊本市と上益城郡、西は山鹿市、東は阿蘇市と阿蘇郡、北は大分県に接している。東北部には阿蘇外輪山の山々がそびえ、西南部には菊池川や白川などの流域に広大な平野、台地が広がる自然環境に恵まれた地域である。

総人口は約18万7千人、総面積約466平方キロメートルで、大規模住宅団地の開発とそれに伴う商業施設の集積がすすみ、人口増加率は県平均を大きく上回っている。また、渓谷や温泉、歴史等を資源とした観光業と共に、平野部では、米、野菜、果物、畜産、花き等の複合的・高生産性農業が展開されている。

一方、本地域は多くの工業団地をはじめ、自動車、IC関連などの企業が集積しているほか、大規模小売店舗が進出し、熊本県内有数の商工業地域となっている。

道路、交通体系では、国道57号、325号、387号等の幹線道路が整備され、九州縦貫自動車道のインターチェンジにも近接し、熊本市や九州各地との交通アクセスに恵まれており、また、南部には阿蘇くまもと空港があり、国内の主要都市と結ばれている。そのような環境の中、関係市町では、地域の特性を活かした施策が実施され、農業と観光の一体的な振興による地域の活性化や産業と生活環境の調和のある街づくりが進められている。

平成11(1999)年、地方分権一括法が施行され、地方自治体の役割が増す中、平成17(2005)年3月22日には、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の北部4市町村の合併により、菊池市が誕生し、また、平成18(2006)年2月27日には合志町、西合志町の南部2町の合併により合志市が誕生した。これにより菊池地域は、大津町、菊陽町と合わせて2市2町となった。



3. 菊池広域連合広域計画について

菊池広域連合広域計画（以下、「広域計画」）は、本連合を組織する市町やその住民に対して、本連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すもので、これまで概ね5年毎に見直しを行ってきた。

今回の改定は、平成29(2017)年に策定した広域計画の期間満了に伴い改定を行うもので、菊池広域連合規約第5条に規定されたそれぞれの項目について、関係市町の基本構想等諸計画との整合性をとりながら、その**(1)経緯**、**(2)現状と課題**を明らかにし、また中期的な視点からの**(3)今後の方針**を明記することにより、本連合と関係市町がその役割分担と事務処理を行う指針とするものである。

本連合としては、広域計画に基づき、広域事務を総合的に行うため、引き続き安定かつ円滑な制度運営に努めていくものとする。

4. 広域計画の期間及び改定に関すること

新たな広域計画の期間は、原則として、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とし、その後も5カ年を基本に見直しを行うものとする。

ただし、事務の追加、変更等により、菊池広域連合長が必要と認めたときは、菊池広域連合議会の議決を経て随時改定するものとする。

関係市町の一体的整備に係る 調査研究に関すること

(1) 経緯

関係市町での広域連携活動は、「菊池広域市町村圏計画」（旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町の4市町村で構成）と「熊本中央広域市町村圏計画」（熊本市近隣の14市町村で構成、合志市、大津町、菊陽町が参加）により進められてきた。

「菊池広域市町村圏計画」は、本連合において同計画の策定等が行われてきたが、平成17年3月に新菊池市が誕生したことにより、その事務が廃止された。

一方、「熊本中央広域市町村圏計画」は、その法的設置根拠であった国の「広域行政圏計画策定要綱」が平成21年3月に廃止されたことから、同計画に基づく協議会は平成22年3月に解散し、「熊本都市圏協議会」として事業継承された。

国は「広域行政圏計画策定要綱」に替わる新しい仕組みとして、平成20年12月、「定住自立圏構想推進要綱」を公表し、菊池市においては、平成27年度に菊池市単独での「菊池市定住自立圏共生ビジョン」を策定した。また、合志市、大津町、菊陽町は、平成26年の地方自治法改正に伴う、新しい広域連携制度である「連携協約」に基づき策定された「熊本連携中枢都市圏ビジョン」に参加し、菊池市においても平成31年3月に加入した。

(2) 現状と課題

このように、現状では国の法令に基づく4つの関係市町を包括する圏域づくり構想は存在しない。また、熊本市を連携中枢都市とする「熊本連携中枢都市圏ビジョン」においても、4市町すべてが同じ内容の連携協約とはなっていない。

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りになり、国においても情報システムの標準化・共通化や、クラウド活用の促進等を進めており様々な面における広域連携が求められる中、今後、菊池地域に共通する課題解決に向けた施策や単独の市町では対応できない圏域全体に関する施策など、広域的な視点に立った取り組みの必要性が増すことが予想される。

(3) 今後の方針

関係市町の一体的整備に関し取り組むべき事項については、本連合からは具体的・個別的就見えにくいことから、今後とも関係市町からの主体的な提案により協議を進めていくことを基本とするが、本連合においても、受身にならず関係市町に対し提案を行えるよう調査研究に努める。

関係市町は、「菊池市定住自立圏共生ビジョン」、「熊本連携中枢都市圏ビジョン」等、新たな圏域づくり構想等に基づく施策を踏まえ、共通する課題の解決や活力と魅力ある地域づくりに向けた施策を検討する。

本連合は、関係市町に共通する課題の解決や菊池地域の一体感を醸成するための施策について、広域連合の在り方や広域連携の方向性を踏まえ調査研究する。

(1) 経緯

一部事務組合の統合は、共通・類似する事務の集約による効率化及び、規模拡大による管理運営能力の強化等が期待されるため、本連合の発足当初からの目的とされてきた。

平成 17 年 2 月には、菊池広域行政事務組合消防本部と菊池消防組合が統合され、菊池広域連合消防本部として編入。平成 18 年 1 月には、管内全域のし尿処理業務を統合し、本連合に編入した。

(2) 現状と課題

令和 3 年 4 月現在、関係市町に設置されている一部事務組合は、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、大津町西原村原野組合の 4 団体となっている。

うち、菊池環境保全組合は、本連合の関係市町すべてに関係する団体であり、平成 27 年 5 月の同組合管理者会議（関係市町長で構成）において、令和 3 年を目途に本連合と統合する方向性が示されたが、現在令和 5 年 4 月の統合に向けた協議を両団体で行っている。

また、平成 31 年 3 月、合志市、大津町、菊陽町が参加する熊本市を連携中枢都市とする「熊本連携中枢都市圏構想」に菊池市が参加し関係 4 市町すべてが参加することになったが 4 市町すべてが同じ内容の連携協約とはなっていない。

(3) 今後の方針

① 菊池環境保全組合との統合

菊池環境保全組合との統合については、経費の削減、事務の効率化及び人事の活性化を図るためにも大きな意義があることから引き続き協議を進め、令和 5 年度からの円滑な統合に向け努力する。

② 広域的に処理することが望ましい新たな事務事業の検討

国・県の動向や社会・経済情勢を踏まえ、本連合として、広域連合という制度・体制の下で処理することが望ましい事務事業の実施について、関係市町間の連携・調整を行いながら、その利点や問題点を具体的に抽出し、検討を行う。

関係市町職員等の集合研修に関すること

(1) 経緯

本連合における関係市町職員等の集合研修は、階層別研修を中心に平成11年から行われてきた。しかし、平成19年に、県内の市町村等を対象に階層別研修や専門研修を行う「熊本市町村職員研修協議会」が発足したことから、本連合主催による集合研修は、平成20年から中止している。

(2) 現状と課題

「熊本市町村職員研修協議会」は、平成20年の発足以降、毎年度研修内容・研修規模などを見直しており、市町村の研修ニーズに応えるよう改善に努めている。また、関係市町においては、それぞれ、自治大学校、市町村アカデミー、国際文化研究所、NOMA（日本経営協会）等に職員を派遣するほか、法改正等により各市町が直面する新たな取組課題が発生した場合は、それに応じた独自の職員研修を実施している。

このような状況の中、現時点で本連合主催の集合研修を実施する必要性は乏しく、現在、年に4回程度開催の関係市町の人事（給与）担当者会議において、各市町が独自に実施している研修についても議題としながら、関係市町の職員研修の充実を図っている。

(3) 今後の方針

住民の権利や利益を救済する行政不服審査法の改正や社会制度を大きく変えるマイナンバー制度の導入等、変革する自治体運営に対応するためには、職員研修の重要性は大きく、「熊本市町村職員研修協議会」においても、国、県レベルでの動向やニーズに合わせた研修会が開催されており、また「熊本連携中枢都市圏」内での研修も行われている。

本連合としては、今後、関係市町に共通する課題について、本連合主催による集合研修の開催が必要になることも視野に入れ、関係市町の人事担当課や政策担当課と連携しながら、必要に応じて集合研修を行える体制づくりに努めていく。

火葬場の設置、管理及び運営に関すること

(1) 経緯

火葬場の設置、管理及び運営は、菊池市外5ヶ町村保健衛生組合（現菊池養生園保健組合、旧菊池市、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町、旧合志町、旧西合志町で構成）が菊池火葬場を、大津町が大津火葬場をそれぞれ行っていたが、本連合の発足に伴い、二つの火葬場の管理及び運営を行っている。これにより、構成市町の住民は両施設を同一条件で利用できるようになった。

(2) 現状と課題

菊池火葬場は昭和63年から、また、大津火葬場は昭和60年から稼動しているが、菊池火葬場は土地・建物を菊池市外5ヶ町村保健衛生組合から無償譲渡、大津火葬場は大津町から土地を無償貸付、建物を有償で譲り受けたものである。両施設ともに建設から30年以上が経過し、老朽化が進む中、火葬炉をはじめとした施設・設備の計画的な改修を行いつつ延命化を図っている。

運営面では、①火葬業務、②使用料の徴収、③施設の維持管理（軽微なもの）を菊池火葬場・大津火葬場ともに業務委託で、行っており、サービスの向上と業務の効率化に努めている。火葬料金については、令和2年度に見直しを行い、下記のとおり料金の改正を行った。

(3) 今後の方針

利用者の利便性向上を図るため、大津火葬場ではトイレのバリアフリー化のための段差解消工事を行う。菊池火葬場においては、老朽化した施設の屋根の改修工事を計画している。

また、菊池、大津両火葬場ともに老朽化が進む中、今後とも計画的な改修を実施しながら延命化に努める一方で、将来の建替えについても規模や設備に関する具体的な検討を行う。

運営面では、引き続き火葬業務のサービスの向上と業務の効率化に努める。また、火葬予約の電話受付の自動化や火葬業務の長期継続契約や包括化等の検討をしていく。

【火葬場火葬件数】

令和2年度

	菊池市	合志市	大津町	菊陽町	管外	合計
菊池火葬場	(件)	602	234	2	22	886
	(%)	67.95	26.41	0.23	2.48	100.00
大津火葬場	(件)	61	217	285	222	839
	(%)	7.27	25.86	33.97	26.46	100.00
合計	(件)	663	451	287	244	1,725
	(%)	38.43	26.15	16.64	14.14	100.00

【火葬場使用料金】

区分	12歳以上	12歳未満	その他	備考
広域連合管内住民	13,000円	10,000円	5,000円	「その他」とは、死胎・改葬遺骨・身体の一部・汚物等をいう。
広域連合管外住民	40,000円	28,000円	18,000円	

し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること

(1) 経緯

「し尿処理施設」の設置、管理及び運営は、菊池広域行政事務組合及び菊池南部清掃組合で行っていたが、平成13年5月に本連合に引き継がれた。

その後、新しい「し尿処理施設」の建設に向け、平成13年度、14年度に基本計画、基本設計、整備計画等の策定を行い、平成15年1月に環境省に整備計画書を提出。同年10月に本体建設工事に着手し、平成17年6月に完成。平成18年1月から、施設名「クリーンセンター花房」として本格稼働している。

(2) 現状と課題

クリーンセンター花房は、膜分離高負荷脱窒素処理方式（浄化槽汚泥対応型）と高度処理方式により、し尿及び浄化槽汚泥を処理（処理能力日量96キロリットル）しており、処理効果の安定性、各設備・装置の合理化、耐久性、二次公害発生防止などの資質向上策を図るとともに、資源の有効利用を取り入れた脱水汚泥の発酵肥料化にも取り組んでいる。

し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量は、開設当初の平成18年度をピークに年々減少しており、令和2年度は約2千6百万キロリットルでピーク時の31.0%減となっている。搬入量の減少は下水道の普及が進んでいることや、山間部での人口減少が主な要因と考えられ、今後も構成市町内での処理形態の変更などにより、さらに減少することが見込まれる。その一方で、施設の維持管理コストと経年劣化に伴う補修費用等の増加が課題である。

(3) 今後の方針

クリーンセンター花房は、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と汚泥の発酵肥料化による資源の有効利用を図ることにより、圏域内の環境保全に寄与することを目的としている。今後も、処理水の水質保全に努めるとともに運転経費の節減により、効率的な運営を図る。また、地域に開かれた施設を志向し、環境を考える情報発信の拠点施設としての機能を高めていく。

クリーンセンター花房の今後のし尿処理の方向性について構成市町と協議を進める。

【し尿等搬入量】

令和2年度

		菊池市	合志市	大津町	菊陽町	合計
し尿	量	3,155,350	879,360	1,214,200	477,200	5,726,110
	%	55.10	15.36	21.21	8.33	100.00
浄化槽汚泥等	量	14,227,090	1,440,590	3,414,670	924,420	20,006,770
	%	71.11	7.20	17.07	4.62	100.00
合計	量	17,382,440	2,319,950	4,628,870	1,401,620	25,732,880
	%	67.55	9.02	17.99	5.44	100.00

介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関すること

(1) 経緯

介護保険は、寝たきりや認知症の高齢者等に対する介護を社会全体で支え、市町村が保険者となって40歳以上の人の保険料と公費で運営する社会保障制度である。

介護保険のうち要介護認定については、審査判定の平準化や審査委員の人材確保の面から広域的取り組みが検討され、本連合では平成11年4月に介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を追加、同年10月から介護認定審査会による審査判定を開始した。

なお、介護保険法施行規則の改正により、更新に係る認定有効期間が、平成27年4月から一律に原則12カ月、上限24カ月に延長された。

さらに、平成30年4月からは上限が36ヶ月に延長され、令和3年4月からは前回と同判定の介護度の更新申請に限って、上限48ヶ月に延長されている。

(2) 現状と課題

本連合では、要介護認定の審査判定を行う機関として介護認定審査会を設置している。

審査会は、保健、医療、福祉の専門家で構成され（委員定数120人）、14合議体（1合議体5人編成）、4会場で公平かつ公正な審査判定を行い、関係市町は、その判定結果に基づき要介護認定を行っている。

本連合で介護認定審査会に係る事務を行うことにより、要介護認定の公平性・客観性を確保し、事務の効率化が図られている。

平成25年4月から申請者の増加に対応するため、1回の審査会に付する件数を45件から50件に増やしたが、高齢化の進展に伴い認定申請者が増加したことから、要件を満たした申請については、認定審査会の簡素化が可能となったことに伴い、平成31年4月からは審査会1回あたりの審査件数を55件とした。

今後も高齢化の進展とともに介護認定申請者の増加が見込まれることから、情勢を見据えながら対応できる体制を取っていく必要がある。

(3) 今後の方針

介護認定審査会委員や認定調査員の研修を実施し、資質の向上を図るとともに、関係市町との連携を密にして、介護認定審査会の適正な運営に努める。

また、将来的には、審査会の効率的運用を図るため、高齢化社会に対応すべく、合議体数や合議体編成人数等の見直しを検討していくものとする。

【介護認定実績及び予定者数】（構成市町「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」から）

●菊池市

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	326	445	691	543	372	494	330	3,201
R3年度	331	450	702	552	379	504	336	3,254
R4年度	333	457	713	562	386	512	343	3,306
R7年度	346	475	748	593	409	543	363	3,477

●合志市

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	251	445	518	474	327	383	280	2,678
R3年度	257	456	530	486	335	391	287	2,742
R4年度	265	470	549	498	347	403	295	2,827
R7年度	288	503	591	533	379	437	317	3,048

●大津町

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	131	203	359	265	205	185	142	1,490
R3年度	133	206	363	270	209	188	145	1,514
R4年度	135	210	371	275	213	194	148	1,546
R7年度	143	222	382	287	224	200	151	1,609

●菊陽町

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	174	196	333	265	159	206	135	1,468
R3年度	181	202	347	275	167	214	140	1,526
R4年度	186	211	360	285	171	225	146	1,584
R7年度	205	230	399	311	192	249	161	1,747

◎菊池広域連合管内合計

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2年度	882	1,289	1,901	1,547	1,063	1,268	887	8,837
R3年度	902	1,314	1,942	1,583	1,090	1,297	908	9,036
R4年度	919	1,348	1,993	1,620	1,117	1,334	932	9,263
R7年度	982	1,430	2,120	1,724	1,204	1,429	992	9,881



(1) 経緯

消防本部は、平成 17 年 2 月に菊池広域行政事務組合（旧菊池市・旧七城町・旧旭志村の 3 市町村で構成）と菊池消防組合（大津町・菊陽町・旧合志町・旧泗水町・旧西合志町の 5 町で構成）が統合され、発足した。これにより、大規模災害や特殊災害発生において、二次出動、三次出動への出動体制づくりが容易となり消防力の充実強化につながった。また、組織の拡大に伴い、職員の適正な配置替えや人事の硬直化が改善され、職員の意識及び士気の高揚が図られた。

(2) 現状と課題

消防環境と消防需要に対応した効率・効果的な消防体制を構築するため、「菊池広域連合消防本部消防施設整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を平成 22 年度に初版として策定した。その後、社会情勢の変化や消防へのニーズ、及び熊本地震や九州北部豪雨等の大規模災害の経験を踏まえ平成 28 年度には、平成 29 年から令和 8 年度までの 10 年を計画期間とする「基本計画・その 2」と改訂し、5 年経過後の令和 3 年度において、令和 4 年度から令和 13 年度までの計画期間とする「基本計画・その 3」を新たな計画として改訂した。この「基本計画・その 3」で示した施設整備や車両整備に要する経費の財源計画について関係市町と協議をしていく必要がある。

また、「基本計画」では、現行の 4 署体制で概ね適正としているが、今後も消防環境の変化や消防需要の増大が見込まれることから、現 4 署体制のあり方について、将来的な署所の適正な配置等を含め、引き続き検証を進めていく。

(3) 今後の方針

管内人口の増加や消防を取り巻く環境の変化及び地域住民からの負託に応えるため、施設や車両の整備及び職員定数の問題等も含め、新たな「基本計画・その 3」に基づき事業を進めていく。

【市町村別人口】

平成 27 年中と令和 2 年中の人口比較 (同年国調人口)

		菊池市	合志市	大津町	菊陽町	合 計
人口 (人)	H27	48,167	58,370	33,452	40,984	180,973
	R2	46,416	61,772	35,187	43,337	186,712
	比	▲1,751	3,402	1,735	2,353	5,739

【火災出場件数】

市町名	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
菊池市		6	21	22	24	19	22
合志市		13	15	13	23	24	10
大津町		7	6	8	5	9	10
菊陽町		8	8	14	6	6	11
管轄外		0	0	0	0	0	0
合 計		34	50	57	58	58	53

【救急出場件数】

市町名	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
菊池市		2,499	2,570	2,615	2,600	2,512	2,422
合志市		2,274	2,502	2,336	2,437	2,586	2,184
大津町		1,310	1,460	1,332	1,346	1,492	1,301
菊陽町		1,604	1,792	1,807	1,750	1,686	1,526
管轄外		8	3	2	4	1	2
合 計		7,695	8,327	8,092	8,137	8,277	7,435

【救助出場件数】

市町名	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
菊池市		39	30	41	24	39	28
合志市		24	21	15	30	20	18
大津町		15	20	26	19	19	10
菊陽町		15	17	12	12	14	9
管轄外		1	2	0	1	0	0
合 計		94	90	94	86	92	65

(注) 平成22年度の高機能消防指令システム運用開始後においては、各消防署の管轄区域外においても活動を行っている。



熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例第2条の規定により広域連合が処理すること とされている事務に関すること

(1) 経緯

地方分権の進展に伴い、県と市町村との適切な役割分担のもと、住民に身近な行政は、市町村ができるだけ担い、個性豊かな自立型の地域づくりを推進することを目的として、事務・権限の移譲が進められている。

熊本県では、事務・権限移譲に当たっての基本的な考え方をまとめた「熊本県事務・権限移譲推進指針」を平成17年度に策定し、平成21年度に「第2次熊本県事務・権限移譲推進指針」、平成25年度には「今後の事務・権限移譲推進指針」と、5年毎にその見直しを行い、市町村への事務・権限移譲を積極的に推進している。

(2) 現状と課題

本連合は、平成16年4月から県より「液化石油ガス設備工事届出」及び「煙火消費許可」事務・権限を受入れた。

その後、県においては火薬取締法に関する事務を重点的な移譲の対象事務としているが、関係市町を含めた具体的な協議までには至っていない。

(3) 今後の方針

本連合が新たに事務・権限を受入れるに当たっては、圏域住民へのサービス向上（事務処理の迅速化、住民の利便性向上）につながるかどうかを基本的な判断基準とし、関係市町が単独で移譲を受けることが困難な事務について、関係市町の意向や県からの財源措置等を考慮しながら、必要に応じて検討を進めていく。

【市町別事務件数】

令和2年1月～12月

市町名		菊池市	合志市	大津町	菊陽町	合計
区分						
液化石油ガス 設置工事届出	数	2	2	2	7	13
	%	15.4	15.4	15.4	53.8	100.0
煙火消費許可	数	0	1	0	0	1
	%	0	100.0	0	0	100.0

障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること

(1) 経緯

平成17年10月に障害者自立支援法が成立した。これにより従来の支援費制度から介護給付・訓練等給付制度に移行し、サービス利用者の障害程度区分を判定する審査会を設置し、障害程度区分に基づいた支給量を決定することが必要になった。

本連合では、平成18年4月から障害者自立支援審査会の設置及び運営に関する事務を追加し、同年5月から審査会による障害程度区分判定を開始した。

平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、平成26年4月1日から障害程度区分も障害支援区分に改められ、併せて調査項目なども変更された。

(2) 現状と課題

本連合では、障害支援区分判定等を行う機関として、障害者総合支援審査会を設置している。委員は、保健、医療、福祉等の専門家で構成され（委員定数50人）、3合議体（1合議体5人編成）、1会場で公平かつ公正な審査判定を行い、その判定結果に基づき、関係市町は障害支援区分の認定を行っている。

本連合で障害者総合支援審査会に係る事務を行うことにより、障害支援区分判定の公平性、客観性を確保し、事務の効率化を図っている。

平成25年の障害者総合支援法への改正に伴い、審査内容が多様化したため、審査判定の見直しを行った。今後とも適正な審査判定が行われるよう、審査会委員の研修参加や法改正並びに判定基準に関する情報の提供などにより、判定基準の平準化に努めていく必要がある。

(3) 今後の方針

審査会委員や調査員の研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、関係市町との連携を密にして、審査会の適正な運営に努める。

【障害者支援区分判定結果集計表】

令和2年度実績

障害区分	判定結果	菊池市	合志市	大津町	菊陽町	合計
身体	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	0	1	0	0	1
	区分2	2	1	1	1	5
	区分3	4	5	1	0	10
	区分4	4	2	0	1	7
	区分5	1	0	0	0	1
	区分6	6	11	2	5	24
	再調査	0	0	0	0	0
計		17	20	4	7	48
知的	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	1	1	0	0	2
	区分2	2	4	0	0	6
	区分3	1	6	0	1	8
	区分4	3	8	2	1	14
	区分5	5	5	8	1	19
	区分6	11	18	16	15	60
	再調査	0	0	0	0	0
計		23	42	26	18	109
精神	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	1	1	0	0	2
	区分2	13	6	3	5	27
	区分3	7	8	6	5	26
	区分4	2	2	2	2	8
	区分5	0	0	1	1	2
	区分6	2	0	0	1	3
	再調査	0	0	0	0	0
計		25	17	12	14	68
身体+知的	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	1	1	0	0	2
	区分3	0	0	0	0	0
	区分4	1	0	2	0	3
	区分5	1	2	1	1	5
	区分6	17	9	4	4	34
	再調査	0	0	0	0	0
計		20	12	7	5	44
身体+精神	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	1	0	0	1	2
	区分3	4	0	0	1	5
	区分4	0	0	0	0	0
	区分5	0	0	0	0	0
	区分6	0	0	0	1	1
	再調査	0	0	0	0	0
計		5	0	0	3	8
知的+精神	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	1	0	0	0	1
	区分3	3	0	0	0	3
	区分4	4	1	0	0	5
	区分5	1	0	0	1	2
	区分6	9	0	3	3	15
	再調査	0	0	0	0	0
計		18	1	3	4	26
身体+知的+精神	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	0	0	0	0	0
	区分3	0	0	0	0	0
	区分4	0	0	0	0	0
	区分5	1	0	0	0	1
	区分6	3	1	0	0	4
	再調査	0	0	0	0	0
計		4	1	0	0	5
難病	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	0	0	0	0	0
	区分2	0	0	0	0	0
	区分3	0	0	0	0	0
	区分4	0	1	0	0	1
	区分5	1	0	0	0	1
	区分6	0	0	0	0	0
	再調査	0	0	0	0	0
計		1	1	0	0	2
合計	非該当	0	0	0	0	0
	区分1	2	3	0	0	5
	区分2	20	12	4	7	43
	区分3	19	19	7	7	52
	区分4	14	14	6	4	38
	区分5	10	7	10	4	31
	区分6	48	39	25	29	141
	再調査	0	0	0	0	0
計		113	94	52	51	310

無縁仏納骨堂の設置、管理及び運営に関すること

(1) 経緯

身寄りがなく死亡された方や引取り先のない遺体や遺骨については、各自治体で対応してきたが、関係市町には保管のための施設がなく、その対応に苦慮してきた。

そのため、関係市町で協議を重ね、平成 24 年度に菊池火葬場敷地内に無縁仏納骨堂及び遺体安置保冷庫を整備し、平成 25 年度から管理及び運営を行っている。

(2) 現状と課題

平成 24 年度に菊池火葬場敷地内に無縁仏納骨堂及び遺体安置保冷庫を整備し、令和 2 年度末時点で関係市町から計 61 件の遺骨が預けられている。

今後、少子高齢化の進行や核家族化などの社会的な要因により、無縁仏の増加が懸念される。

(3) 今後の方針

施設の特異性を考慮し、周辺環境に配慮した維持・管理及び運営を行う。

菊池広域連合のあゆみ

平成 9 年 4 月 28 日 菊池郡市市町村長、議会議長合同会議において、一部事務組合の統合・複合化を推進するため、行政改革の申し合わせ事項に基づき、今後事務を行うことを決定。
平成 10 年 4 月 1 日を目標に「菊池広域連合（仮称）」を設立することに合意。

平成 9 年 5 月～ 一部事務組合の統合複合化に向けて、関係市町村総務・財政担当課長で構成する推進幹事会、総務・財政担当係長で構成する推進作業部会を開催。

平成 9 年 8 月 12 日 菊池郡市市町村長、議会議長合同会議において、菊池広域連合（仮称）設立の準備組織である、「菊池広域連合（仮称）設立委員会」を設置。（会長；菊陽町長、副会長；菊池市長、七城町議会議長、事務局長；泗水町助役）
第 1 回菊池広域連合（仮称）設立委員会。

平成 9 年 9 月 1 日 菊池広域連合（仮称）設立委員会事務局を設置。（事務局職員 3 人・菊池市、大津町、菊陽町）
事務局、検討資料作成。

平成 9 年 10 月 13 日 第 2 回菊池広域連合（仮称）設立委員会において、業務内容を検討。

平成 9 年 12 月 13 日 第 3 回菊池広域連合（仮称）設立委員会において、規約（案）、財産処分等について了承し、構成市町村で規約等の議決について合意。

平成 10 年 1 月 20 日 第 4 回菊池広域連合（仮称）設立委員会において、広域連合の設置時期を平成 10 年 4 月 1 日から平成 10 年 7 月 1 日に変更することを合意。

平成 10 年 4 月 8 日 第 5 回菊池広域連合（仮称）設立委員会において、今後の取り組みについて協議。

平成 10 年 5 月 11 日 関係 8 市町村の議会で規約の同文議決が終了。

平成 10 年 5 月 18 日 熊本県知事に設置許可申請。

平成 10 年 6 月 2 日 熊本県知事の設置許可。（熊本県指令市町村第 3 号）

平成 10 年 6 月 8 日 第 6 回菊池広域連合（仮称）設立委員会において、人事案件等について協議。

平成10年 7 月 1 日	菊池広域連合発足。(広域連合長選挙。専決処分、初議会、その他)
平成10年10月13日	正副連合長会議(菊池郡市市町村長会議)において介護保険認定業務を広域連合で行うことについて合意。
平成10年12月	関係 8 市町村の議会で規約変更の同文議決が終了。
平成11年 1 月20日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成11年 2 月 8 日	熊本県知事の規約変更許可。(熊本県指令市町村第 21 号)
平成11年 4 月 1 日	事務所移転。(菊池市大字隈府 114 番地 1) 処理する事務の追加。(介護認定審査会の設置、運営)
平成11年10月 5 日	第 1 回介護認定審査会を開催。
平成12年11月24日	菊池広域行政推進委員会及び正副連合長会議において、し尿処理施設(菊池広域行政事務組合及び菊池南部清掃組合が設置、管理及び運営しているものを除く。)の設置、管理及び運営に関する業務を、広域連合でおこなうことについて合意。
平成13年 3 月	関係 8 市町村の議会で規約変更の同文議決が終了。
平成13年 4 月23日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成13年 5 月23日	熊本県知事の規約変更許可。(熊本県指令市町村第 2 号)
平成13年10月30日	正副連合長会議において、菊池地域市町村職員の人事交流を実施することについて合意。(平成 14 年度より実施)
平成15年10月 7 日	し尿処理施設着工。
平成16年 5 月10日	菊池地域消防広域再編推進協議会設立。
平成16年10月20日	菊池地域消防広域再編推進協議会において、平成 17 年 2 月 1 日から「消防に関すること」を菊池広域連合が処理する事務に追加することについて合意。
平成16年11月	関係 8 市町村の議会で規約変更の同文議決が終了。
平成16年12月 8 日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成17年 1 月18日	熊本県知事の規約変更許可。(熊本県指令市町村第 46 号)



平成17年 2月 1日	菊池消防組合、菊池広域行政事務組合消防本部の統合により菊池広域連合消防本部発足。
平成17年 2月	関係 8 市町村の議会で規約変更の同文議決が終了。(菊池市、七城町、旭志村、泗水町を廃し、新菊池市設置に伴う配置分合による。)
平成17年 3月 1日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成17年 3月17日	熊本県知事の規約変更許可。(熊本県指令市町村第 56 号)
平成17年 3月22日	新菊池市が発足し、菊池広域連合の構成団体が 1 市 4 町となる。
平成17年 5月23日	正副連合長会議において、事務所の位置を菊池市泗水町福本 383 番地へ変更することを合意。
平成17年 6月	関係 5 市町の議会で規約変更の同文議決が終了。(菊池広域連合の事務所移転について)
平成17年 7月 6日	し尿処理施設完成
平成17年 7月 6日	熊本県知事に規約変更届出。
平成17年10月 1日	事務所移転。(菊池市泗水町福本 383 番地)
平成17年12月27日	関係 5 市町の議会で規約変更の同文議決が終了。(合志町、西合志町を廃止、合志市設置に伴う配置分合による。)
平成18年 1月 1日	クリーンセンター花房(し尿処理施設)本格稼働。
平成18年 1月 6日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成18年 2月 2日	熊本県知事の規約変更許可。(熊本県指令市町村第 43 号)
平成18年 2月27日	合志市が発足し、菊池広域連合の構成団体が 2 市 2 町となる。
平成18年 2月28日	関係市町の議会で規約変更の同文議決が終了。(「障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること」を広域連合が処理する事務に追加することによる。)
平成18年 2月28日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成18年 3月 8日	熊本県知事の規約変更許可。(熊本県指令市町村第 52 号)

平成18年 3月21日	クリーンセンター花房落成式。
平成19年 3月23日	関係市町の議会で規約変更の同文議決が終了。（「収入役」を「会計管理者」、「吏員」を「職員」へそれぞれ名称変更。）
平成19年 3月26日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成19年 3月30日	熊本県知事の規約変更許可。（熊本県指令市町村第59号）
平成21年 8月 5日	高機能消防指令センター着工
平成21年12月	関係市町の議会で規約変更の同文議決が終了。（消防費負担割合の変更。）
平成22年 1月22日	熊本県知事に規約変更許可申請。
平成22年 2月26日	熊本県知事の規約変更許可。（熊本県指令市町村第216号）
平成22年 4月 1日	高機能消防指令センター本格稼働
平成22年 4月30日	高機能消防指令センター落成式
平成24年 3月22日	関係市町の議会で規約変更の同文議決が終了 （広域連合が処理する事務追加「無縁仏納骨堂」による）
平成24年 3月23日	熊本県知事に規約変更許可申請
平成24年 3月28日	熊本県知事の規約変更許可（熊本県指令市町村行第25号）
平成25年 2月20日	熊本県知事の規約変更許可（熊本県指令市町村行第29号） （障害者自立支援法の名称改正に伴う名称等変更）
平成25年 3月	西消防署改築工事 落成
平成25年 3月	無縁仏納骨堂（菊池火葬場内）落成
平成27年 2月	菊池広域連合消防本部庁舎耐震補強改修工事 竣工
平成28年 7月13日	消防救急無線デジタル化整備事業 完了 （平成26年度から3カ年計画で実施）
令和2年	菊池広域連合泉ヶ丘消防署建替え用地取得
令和3年	泉ヶ丘消防署建替え用地造成工事



菊池広域連合規約

第1章 総則

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、菊池広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、菊池市、合志市、大津町及び菊陽町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係市町の一体的整備に係る調査研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 広域行政体制の整備に関すること。
- (3) 関係市町職員等の集合研修に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (5) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (7) 消防に関すること（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）。
- (8) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により広域連合が処理することとされている事務に関すること。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。
- (10) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第1項の規定により関係市町が行う火葬に係る焼骨を収蔵する納骨堂（以下「無縁仏納骨堂」という。）の設置、管理及び運営に関すること。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合の作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 関係市町の一体的整備に係る調査研究に関すること。
- (2) 広域行政体制の整備に関すること。
- (3) 関係市町職員等の集合研修に関すること。
- (4) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。

- (5) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (7) 消防に関すること。
- (8) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条の規定により広域連合が処理することとされている事務に関すること。
- (9) 介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。
- (10) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく無縁仏納骨堂の設置、管理及び運営に関すること。
- (11) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、菊池市泗水町福本383番地に置く。

第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は次のとおりとする。

- (1) 菊池市 4人
- (2) 合志市 4人
- (3) 大津町 4人
- (4) 菊陽町 4人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合の議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長3人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。



- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。
- 3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町の長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、広域連合長が関係市町の会計管理者のうちから任命する。
- 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。
(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。
(補助職員)

第14条 広域連合は、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。
(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格高潔な者の中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で広域連合の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては、4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては、広域連合議員の任期による。

第4章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金。ただし、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第65号)第4条の規定による改正前の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち火薬類取締法に基づく事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に関して、熊本県から関係市町村に交付された熊本県権限移譲事務市町村等交付金を含むものとする。
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

- 2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の定めるところによる。

第5章 雑則

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(※以下附則については、省略)

別表

区 分	負 担 割 合
管理費 議会 総務	均等割 10% 人口割 90%
調査研究費	均等割 10% 人口割 90%
市町職員等研修費	均等割 10% 職員割 90%
火葬場費	均等割 10% 人口割 90%
し尿処理費	均等割 10% 利用割 90%
介護保険費	均等割 10% 利用割 90%
消防費	均等割 10% 基準財政需要額割 90%
障害者総合支援費	均等割 10% 利用割 90%
無縁仏納骨堂費	均等割 100%

備 考

- 1 人口割の計算基礎は、直近の国勢調査人口による。
- 2 職員割の計算基礎は、前年度の定員管理調査の数値による。
- 3 し尿処理費に係る利用割の計算基礎は、直近の1年間の実績による。ただし、負担割合については、供用開始後5年毎に見直す。
- 4 介護保険費に係る利用割の計算基礎は、前々年度の認定審査依頼件数による。
- 5 消防費に係る基準財政需要額割の計算基礎は、前年度の基準財政需要額の数値によるが、市町村合併が行われた市町については、合併算定替の特例期間中に限り旧市町村の基準財政需要額によるものとする。ただし、負担割合については、毎年度協議する。
- 6 障害者総合支援費に係る利用割の計算基礎は、前々年度の審査依頼件数による。



菊池広域連合 管内図



クリーンセンター花房



菊池火葬場



北消防署



菊池広域連合事務所
(菊池市役所泗水支所3F)



大津火葬場



泉ヶ丘消防署



西消防署



消防本部・南消防署



菊池市

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち

菊池市は、熊本県の北東部に位置し、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なる山林に囲まれた地域で、菊池川により形成された菊池平野を中心に肥沃な土地を形成しています。

中世には、菊池一族の統治により九州の中心地として栄え、政治、教育、文化面において大きく影響を与え、現在でも多くの遺跡が各地に残っています。

豊かな水資源と肥沃な大地を活かした農林畜産業を基幹産業としており、特に畜産業は西日本有数の産出額を誇ります。「菊池米・水田ごぼう・イチゴ・メロン・かすみ草・乾しいたけ・ヤーコン・菊芋」などの高品質な農産物が豊富にあり、中でも「七城のこめ」は、これまでに日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて最高評価である「特A」を獲得しており、米・食味分析鑑定コンクール国際総合部門では最高賞の金賞を獲得しました。

近年は企業誘致に力を入れ、各工業団地には、半導体、自動車部品、バイオなどの先端企業を中心に企業立地が進んでいます。

さらに、菊池渓谷や旅情豊かな菊池温泉のほか、各地に桜、ホタル、コスモス、菊など四季を彩る自然や菊池一族の歴史と伝統を物語る観光スポット、レジャー施設を有しており、県内外から多くの観光客を集めています。

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくちを目指し、まちづくりを進めています。



菊池渓谷



七城 コスモブリッジ



旭志 ホタル



泗水 孔子公園





合志市

「元気・活力・創造のまち」～健幸都市こうし～

合志市は、熊本市の北東部に位置し、暮らしの便利さと自然の豊かさを兼ね備えたまちです。

住環境・自然・農業・企業立地が程よいバランスで、自然災害の発生も少なく、通勤通学に便利なまちとして特に子育て世代に支持され、全国的に人口減少が進む中、合志市は人口が増え続けているまちです。

将来に引き継ぐ都市計画事業として、御代志土地区画整理事業の実施、北熊本スマートインターチェンジの開通及び中九州横断道路の整備に伴う周辺地域の活性化対策も推進しています。

また、ルーロ合志（旧西合志庁舎）を核とした伴奏型の創業支援や未来型農産業コンソーシアム推進協議会を中心に新技術（スマート農業）を活用した農産業振興に取り組んでいます。

新たな企業や商業施設が立地する元気なまちとして発展しており、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念とし、将来都市像の「元気・活力・創造のまち」の実現に向け、市全体のあらゆる分野において「健康」であり、そこからさらに「幸福」につながっていくまち～健幸都市こうし～を目指して、未来に誇れるまちづくりに取り組んでいます。



左上) 竹迫観音まつり 中上) 合志マンガミュージアム 右) 竹迫城跡公園
左下) 合志市役所・合志市総合センター「ヴィーブル」



大津町

「夢と希望がかなう元気大津」

大津町は、熊本市の東方約19キロメートル、阿蘇山との中間に位置しており、別府・阿蘇・雲仙などの国際観光ルートの路線上にあります。

阿蘇外輪山西部に連なる広大な森林、原野地帯とそれよりゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって南部平野は肥沃な水田地帯を形成しています。

国道325号（久留米～阿蘇～延岡）と国道57号（長崎～雲仙～大分）が縦・横断し、阿蘇くまもと空港、九州縦貫自動車道熊本ICを近くに擁する交通条件に恵まれた田園産業都市です。人口は3万5千人を超え、近年ますます増加を続けています。

四季折々の自然の風景、人々の暮らしの風景、産業の進展、インフラの整備など、バランス良く調和し発展を続けています。



サッカーなどのキャンプにも使われる
大津町運動公園と総合体育館



鮮やかに彩られた昭和園のつつじ



本田技研南通り線に咲く満開の桜



令和3年7月に開庁した庁舎





菊陽町

「人・緑・未来 『さん』と輝く生活都市 きくよう」

菊陽町は、東に雄大な阿蘇を望み、町の中央を一級河川白川が流れ、豊後街道菊陽杉並木が悠久の歴史を語る、美しい水と緑に囲まれた自然豊かな生活都市です。

北部と南部には加藤清正公の治水事業の成果である灌漑用水路が築造され、現在も白川中流域の田畑を潤しています。恵まれた環境の下、良質な都市近郊農業が営まれており、国の産地指定を受ける「菊陽にんじん」をはじめ、米・麦・野菜・花き、畜産などが盛んです。

町を横断するように国道57号（菊陽バイパス）とJR豊肥本線が東西に走り、西部に九州自動車道、南部に阿蘇くまもと空港が位置するなど交通アクセスが良いことから、セミコンテクノパークや原水工業団地には、多くの企業が集積し、光の森周辺や国道57号沿線には商業施設が数多く立地しています。

区画整理等の質の高い基盤整備を進めたことで人口が増加し、子どもたちの声でにぎわう、活気のある町となっています。

南部地区の鼻ぐり井手公園は、地域に新たなにぎわいを生み、総合交流ターミナル「さんふれあ」は、様々な人をつなぐ交流の拠点となっています。

平成28年熊本地震以降、災害対応力の強化に力を入れており、令和2年3月に光の森防災広場、令和3年11月に防災センターの供用を開始しました。これに加え、整備中の防災公園（総合体育館）が完成すれば、災害対応の核として位置づけた3つの防災拠点の整備が完了します。

生活の利便性と環境の良さを兼ね備え、安心して暮らせる、住み心地の良いまちづくりを進めています。



菊陽町光の森防災広場（防災備蓄棟）



阿蘇くまもと空港



菊陽杉並木公園 “さんさん”



馬場楠井手の鼻ぐり

統計資料

● 自然

■位置（事務所：菊池市泗水町福本 383 番地）

■気候（令和2年：観測地 菊池）

東 経	北 緯	標 高	気 温	降 水 量
130 度 46.9 分	32 度 56.7 分	83m	年平均 16.5 ℃	年間 2,562.5mm

資料：気象庁HP

■面積（令和3年）

（単位：km²、%）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
面 積	466.60	276.85	53.19	99.10	37.46
割 合	100.00	59.33	11.40	21.24	8.03

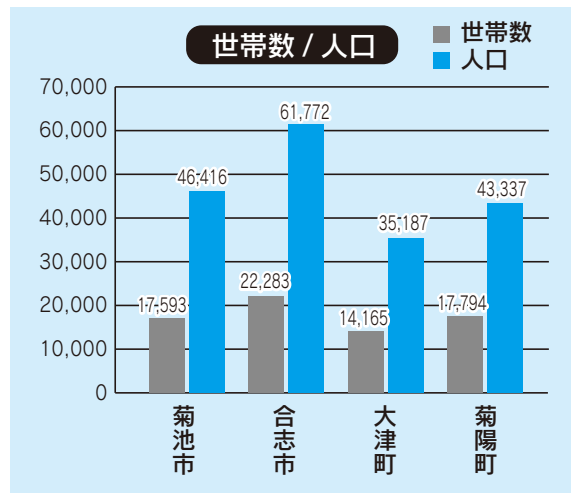
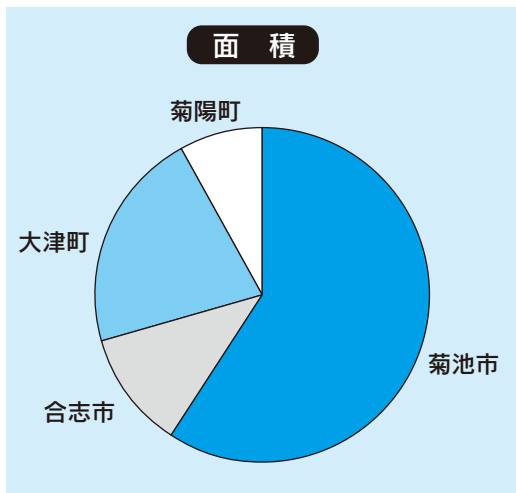
（大津町は境界未定のため、総務庁の推計面積）（令和3年全国都道府県市区町村別面積調）

■用途別面積（平成30年）

（単位：ha）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
総面積	46,660	27,685	5,319	9,910	3,746
農用地	11,752	5,940	2,190	2,186	1,436
森林	20,727	15,177	628	4,581	341
原野	437	20	12	336	69
水面・河川・水路	1,280	883	100	203	94
道路	2,683	1,322	509	466	386
宅地	4,692	1,934	1,143	919	696
その他	5,089	2,410	737	1,219	723

資料：熊本県統計年鑑



● 人口

■世帯数・人口（令和2年10月1日現在）

（単位：世帯、人）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
世帯数	71,835	17,593	22,283	14,165	17,794
人口総数	186,712	46,416	61,772	35,187	43,337
男	90,447	22,076	29,702	17,449	21,220
女	96,265	24,340	32,070	17,738	22,117
人口密度（人/km ² ）	400.2	167.7	1161.3	355.1	1156.9

資料：令和2年国勢調査

■人口の推移（令和2年10月1日現在）

（単位：人）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
昭和50年	102,156	48,268	22,664	18,086	13,138
昭和55年	121,429	49,527	31,856	19,894	20,152
昭和60年	133,566	50,831	38,142	22,008	22,585
平成2年	141,522	51,610	42,014	23,744	24,154
平成7年	152,119	52,545	46,925	26,376	26,273
平成12年	158,408	52,636	49,391	28,021	28,360
平成17年	165,050	51,862	51,647	29,107	32,434
平成22年	174,164	50,194	55,002	31,234	37,734
平成27年	180,973	48,167	58,370	33,452	40,984
令和2年	186,712	46,416	61,772	35,187	43,337

資料：令和2年国勢調査

■年齢（3区分）別人口（令和2年10月1日現在）

（単位：人）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
15歳未満	31,014	6,100	11,505	5,980	7,429
15～64歳	106,862	24,328	35,085	21,234	26,215
65歳以上	47,442	15,807	14,960	7,632	9,043
不詳	1,394	181	222	341	650
総計	186,712	46,416	61,772	35,187	43,337

資料：令和2年国勢調査

● 産業

■産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
総数	85,740	23,813	26,416	16,265	19,246
第1次産業	7,721	4,165	1,383	1,241	932
第2次産業	24,339	6,222	6,950	5,402	5,765
第3次産業	53,380	13,126	18,083	9,622	12,549

（分類不能があるため、総数と一致しない場合がある）

資料：平成27年国勢調査

■ 農 業 (令和2年2月1日現在)

(単位：経営体、戸、人、ha)

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
農業経営体数(経営体)	3,197	1,981	447	455	314
総農家数(戸)	4,108	2,526	595	599	388
自給的農家数(戸)	1,085	637	187	169	92
販売農家数(戸)	3,023	1,889	408	430	296
農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)数	6,318	3,618	1,202	910	588
経営耕地面積(ha)	10,602	5,986	1,580	1,863	1,173

資料：2020年農林業センサス

■ 事業所 (平成28年6月1日現在)

(単位：所、人)

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
事業所数	6,092	2,062	1,405	1,189	1,436
従業者数	75,708	21,725	17,426	17,689	18,868

資料：経済センサス - 活動調査

■ 商 業 (平成28年)

(単位：店、人、百万円)

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
商店数	1,270	381	271	221	397
従業員数	10,308	2,514	1,884	1,859	4,051
年間商品販売額	399,856	113,550	75,811	84,556	125,939

資料：経済センサス - 活動調査

■ 工 業 (令和2年)

(単位：所、人、億円)

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
事業所数	251	111	44	67	29
従業者数	26,913	8,938	5,803	7,452	4,720
製造品出荷額等	10,225	2,015	4,320	2,394	1,496

(従業者4人以上)

資料：2020年工業統計調査

● 教育

■ 小・中学校（令和3年5月1日現在）

（単位：校、人）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
小学校数	31	10	8	7	6
児童数	13,181	2,583	4,957	2,574	3,067
中学校数	13	5	4	2	2
生徒数	6,155	1,298	2,216	1,150	1,491

資料：学校基本調査

■ その他の教育機関（令和3年5月1日現在）

学 校 名	所 在 地	学 科
熊本県立菊池高校	菊池市隈府	普通科、商業科
熊本県立大津高校	大津町大字大津	普通科、普通科(体育コース、美術コース)、理数科
熊本県立菊池農業高校	菊池市泗水町吉富	農業科、園芸科、畜産科学科、食品化学科、生活文化科
熊本県立翔陽高校	大津町大字室	総合学科
私立菊池女子高校	菊池市隈府	普通科、家庭科、社会福祉科
熊本県立ひのくに高等支援学校	合志市合生	園芸、工芸、窯業、クリーニング
熊本県立大津支援学校	大津町大字室	普通
熊本県立菊池支援学校	合志市合生	普通
熊本県立黒石原支援学校	合志市須屋	普通
独立行政法人国立高等専門学校機構 熊本高等専門学校（熊本キャンパス）	合志市須屋	情報通信エレクトロニクス工学科、 制御情報システム工学科、 人間情報システム工学科、専攻科
菊池郡市医師会立看護高等専修学校	菊池市隈府	准看護師科
熊本県立技術短期大学校	菊陽町大字原水	精密機械技術科、機械システム技術科、 電子情報技術科、情報システム技術科
熊本県立農業大学校	合志市栄	農産園芸学科、野菜学科、畜産学科

資料：学校一覧

● ごみ・し尿

■ごみ処理（令和元年度）

（単位：t）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
総 量	52,402	14,348	15,740	9,754	12,560
収 集 総 量	48,672	13,248	14,666	8,987	11,771
直 接 搬 入 分	1,866	834	266	430	336
集 団 回 収 量	1,864	266	808	337	453

資料：一般廃棄物実態調査

■し尿処理（令和元年度）

（単位：kl）

区 分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
総 量	26,511	17,169	2,358	5,480	1,504
収 集 総 量	26,211	16,941	2,358	5,429	1,483
自 家 処 理 量	300	228	0	51	21

資料：一般廃棄物実態調査

● 消 防

■組織概要（令和3年4月1日現在）

職員数 199 名（消防本部 55 名 消防署 144 名）

（単位：人）

※消防本部		※ 消 防 署							
		南 消 防 署		北 消 防 署		西 消 防 署		泉ヶ丘消防署	
消 防 長	1	署 長	1	署 長	1	署 長	1	署 長	1
次 長	1	副 署 長	1	副 署 長	1	副 署 長	1	副 署 長	1
総 務 課	9	庶務予防係	1	庶務予防係	1				
予 防 課	12	課 長	3(1)	課 長	3(1)	課 長	3(1)	課 長	3(1)
警 防 課	6	主 幹	3	主 幹	3	主 幹	3	主 幹	3
通信指令課	18	消防 1 係	12	消防 1 係	12	消防 1 係	9	消防 1 係	12(3)
学校等入校	8	消防 2 係	12	消防 2 係	9	消防 2 係	9	消防 2 係	0
		救 急 係	9	救 急 係	9	救 急 係	9	救 急 係	9
		指 揮 係	6						
合 計	55	合 計	47	合 計	38	合 計	34	合 計	25

（ ）は兼務

■消防団（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

市町名 区 分	菊池市	合志市	大津町	菊陽町	合 計
団 員 定 数	1,632	745	630	460	3,467
実 団 員 数	1,547	695	610	395	3,247
分 団 数	15	15	8	5	43

● 選挙

■ 選挙人名簿登録者総数（令和4年3月1日）

（単位：人）

管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
151,421	39,398	49,611	28,331	34,081

● 財政

■ 歳入歳出（令和元年度）

（単位：百万円）

区分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
歳入	89,468	28,263	26,885	18,279	16,041
歳出	86,124	28,037	25,993	16,831	15,263
差引額	3,344	226	892	1,448	778

資料：地方財政状況調査（熊本県市町村要覧）

■ 税収の状況（令和元年度）

（単位：百万円）

区分	管内計	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
市町村民税	11,557	2,446	4,079	2,060	2,972
うち個人	8,539	1,744	2,846	1,615	2,334
うち法人	3,019	702	1,234	445	638
固定資産税	12,075	2,718	2,845	2,772	3,740
その他	1,999	550	518	469	462
合計	25,634	5,714	7,443	5,302	7,175

資料：地方財政状況調査（熊本県市町村要覧）

■ 主な財政指標（令和元年度）

（単位：百万円、%）

区分	菊池市	合志市	大津町	菊陽町
標準財政規模	14,714	13,042	7,990	8,646
財政力指数	0.43	0.68	0.77	0.98
経常収支比率	97.3	91.2	89.7	93.1
実質収支比率	0.3	5.8	8.5	6.6
公債費負担比率	19.3	11.6	14.7	12.4

資料：地方財政状況調査（熊本県市町村要覧）

● その他

■ 公共施設整備状況（令和2年度）

（単位：％）

区 分		菊 池 市	合 志 市	大 津 町	菊 陽 町
道 路	改 良 率	65.7	59.6	82.9	77.9
	舗 装 率	93.2	95.9	98.3	95.7
ご み 収 集 率		95.5	100.0	100.0	100.0
し 尿 収 集 率		98.6	100.0	100.0	98.6
上 水 道 等 普 及 率		75.1	100.0	100.0	99.5
公 共 下 水 道 普 及 率 (人 口)		59.9	99.4	74.5	98.0
公 営 住 宅 世 帯 数 比 率		6.0	1.2	5.6	1.3

資料：公共施設状況調査（熊本県市町村要覧）

■ 広域行政の状況（令和3年4月1日現在）

名 称	処理する事務	構成市町村	事務所所在地
大津菊陽水道企業団	水道事業	大津町、菊陽町	大津町大字陣内
菊池環境保全組合	ごみ処理施設、 ごみ処理基本計画	菊池市、合志市、 大津町、菊陽町	大津町大字大津
菊池養生園保健組合	診療所、結核健康診断車、 健康管理センター	菊池市、合志市	菊池市泗水町吉富
大津町西原村原野管理組合	公有の原野の管理に関する 事務	大津町、西原村	阿蘇郡西原村大字 小森

資料：熊本県市町村要覧

